

議長（志村 忠昭）

ご異議なしと認めます。

よって、多度津駅周辺開発整備特別委員会委員長報告は了承することに決定いたしました。

続きまして、町長報告であります。

これにつきましても、すでに印刷配付をしておりますので、朗読は省略致します。

日程第4、議案第1号、専決処分の承認について（多度津町税条例の一部改正）、議案第2号、専決処分の承認について（多度津町都市計画税条例の一部改正）、議案第3号、専決処分の承認について（多度津町国民健康保険税条例の一部改正）を提案説明の都合上、一括議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

税務課長、泉君。

税務課長（泉 知典）

おはようございます。

それでは、今回上程いたしました議案につきまして提案説明をさせていただきます。

議案第1号、専決処分の承認について（多度津町税条例の一部改正）、議案第2号、専決処分の承認について（多度津町都市計画税条例の一部改正）、及び、議案第3号、専決処分の承認について（多度津町国民健康保険税条例の一部改正）の3議案は、関連のあることから、一括して提案説明をさせていただきます。

よろしく願いいたします。

この度の改正は、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成29年法律第2号）、地方税法施行令の一部を改正する政令（平成29年政令第118号）、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成29年総務省令第26号）及び地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成29年総務省令第27号）が、平成29年3月30日に可決成立し、3月31日にそれぞれ公布されたことに伴い、同年4月1日を施行日とする改正内容が含まれますことから、本町の税関係条例の一部改正が必要となり、地方自治法第179条第1項の規定により、本年3月31日付で、別紙のとおり、それぞれ専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めますのでございます。

それでは、まず、議案第1号「多度津町税条例の一部改正」の専決処分の承認について、提案説明をさせていただきます。

今回の改正は、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律等の改正に伴い、本町の税条例の所要の改正を行うものでございます。

1つ目は、個人住民税関係でございます。

特定配当等のうち、特定上場株式等の配当等及び株式等譲渡所得金額に係る所得の課税方式について、町長が課税方式を決定できることを明確化するものなどがございます。

その他、関係法令の改正に伴う条文の整備も含まれた内容のものでございます。

2つ目は、固定資産税関係でございます。

保育事業の一部に「わがまち特例」を導入するなど、固定資産税の特例措置等の見直しに関するものなどがございます。

その他、関係法令の改正に伴う条文の整備も含まれた内容のものでございます。

3つ目は、軽自動車税関係でございます。

グリーン化特例（軽課）について、適用期限を2年延長するものでございます。

その他、関係法令の改正に伴う条文の整備も含まれた内容のものでございます。

それでは、参考資料として添付しております新旧対照表を用い、ご説明させていただきます。

アンダーラインの箇所が改正部分で、右側の欄が改正前、左側の欄が改正後でございます。

また、条例改正による施行日は、改正附則に定めてありますが、条文ごとに施行日が異なりますことから、条文ごとの説明とさせていただきます。

それでは、17ページからご覧下さい。

第33条は「所得割の課税標準」に関する規定で、第4項は、特定配当等に係る所得についてでございますが、所得税の確定申告書が提出されている場合であっても、町民税の納税通知書が送達される時までには、個人住民税の申告書が提出された場合には、記載された事項、その他の事情を勘案して、町長が課税方式を決定できることを明確化するものでございます。

18ページ上段をご覧下さい。

第6項は、特定株式等譲渡所得金額に係る所得についてでございますが、第4項と同じく所得税の確定申告書が提出されている場合であっても、町民税の納税通知書が送達される時までには、個人住民税の申告書が提出された場合には、町長が課税方式を決定できることを明確化するものでございます。

施行日は、いずれも平成29年4月1日であります。

19ページ上段をご覧下さい。

第34条の9は「配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除」に関する規定で、第33条の改正に伴う所要の規定の整備でございます。

施行日は、平成29年4月1日であります。

19ページ下段から23ページをご覧ください。

第48条は「法人の町民税の申告納付」に関する規定、23ページ中段から25ページをご覧ください。

第50条は「法人の町民税に係る不足税額の納付の手続」に関する規定で、いずれも、法人の住民税の延滞金の計算の基礎となる期間に係る規定の整備でございます。

施行日は、いずれも平成29年4月1日であります。

25ページ中段から26ページ中段をご覧ください。

第52条は「法人の町民税に係る納期限の延長の場合の延滞金」に関する規定で、第2項に、法人の住民税の納期限が規定により、延長された場合の延滞金額の算出方法を定めるものでございます。

施行日は、平成29年4月1日であります。

26ページ中段をご覧ください。

第61条は「固定資産税の課税標準」に関する規定で、震災等により滅失等した償却資産に変わる償却資産等に対する固定資産税の課税標準の特例に係る規定の整備でございます。

施行日は、平成29年4月1日であります。

26ページ下段から27ページ上段をご覧ください。

第61条の2は「法第349条の3第28項等の条例で定める割合」に関する規定で、固定資産税の「わがまち特例」の対象として、第1項に「家庭的保育事業」、第2項に「居宅訪問型保育事業」、第3項に、利用定員5人以下の「事業所内保育事業」の用に供する家屋及び償却資産に対して、特例割合を2分の1に定める規定で、法律改正に併せて新設されたものでございます。

施行日は、平成29年4月1日ではありますが、課税の適用は平成30年度からになります。

27ページ中段をご覧ください。

第63条の2は「施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出」に関する規定で、高さが60mを超える居住用超高層建築物に係る税額の按分方法について、現行の区分所有に係る家屋と同様、区分所有者全員の協議による補正方法の申出について規定するものでございます。

施行日は、平成29年4月1日であります。

27ページ下段から30ページ上段をご覧ください。

第63条の3は「法第352条の2第5項及び第6項の規定による固定資産税額の按分の申出」に関する規定で、被災市街地復興推進地域に定められた場合には、震災等発生後4年度分に限り、所有者の申出により従前の共用土地に係る税額の按分方法と同様の扱いを受けようとするための規定の整備でございます。

施行日は、平成29年4月1日であります。

30ページ中段から31ページをご覧ください。

第74条の2は「被災住宅用地の申告」に関する規定で、被災市街地復興推進地域に定められた場合には、震災等発生後4年度分に限り、特例を適用するための規定の整備でございます。

施行日は、平成29年4月1日であります。

31ページ下段から32ページをご覧ください。

附則第5条は「個人の町民税の所得割の非課税の範囲等」に関する規定で、法律改正にあわせて、「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に変更する規定の整備ございま

す。

施行日は、平成31年1月1日であります。

32ページ中段をご覧ください。

附則第8条は「肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例」に関する規定で、適用期限を3年間延長するものでございます。

施行日は、平成29年4月1日であります。

33ページ上段をご覧ください。

附則第10条は「読替規定」に関する規定で、地方税法の改正に伴う条文の整備でございます。

施行日は、平成29年4月1日であります。

33ページ中段から34ページをご覧ください。

附則第10条の2は「法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合」に関する規定で、固定資産税の「わがまち特例」対象資産として、第15項に企業主導型保育事業に係る固定資産を加え、特例割合を2分の1に、第16項に住民公開緑地の用に供する土地を加え、特例割合を3分の2と定めたこと。

また旧第14項のノンフロン製品に係る特例措置が廃止されたことなど、これらの所要の措置に伴う項ずれ等の整備でございます。

施行日は、平成29年4月1日ありますが、第16項に係る部分に限り、都市緑地法等の一部を改正する法律の施行日であります。

35ページ上段から40ページ上段をご覧ください。

附則第10条の3は「新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告」に関する規定で、耐震改修又は省エネ改修が行われた認定長期優良住宅等に対する固定資産税の減額を受けようとする者が提出する申告書についての規定で、法律改正に併せて新設及び改正されたものでございます。

施行日は、平成29年4月1日であります。

40ページ上段から41ページをご覧ください。

附則第16条は「軽自動車税の税率の特例」に関する規定で、軽自動車税のグリーン化特例（軽課）について適用期間を2年間延長する条文の整備でございます。

施行日は、平成29年4月1日であります。

42ページ上段から43ページをご覧ください。

附則第16条の2は「軽自動車税の賦課徴収の特例」に関する規定で、軽自動車税の賦課徴収の特例について、法規定の新設に併せて新設されたものでございます。

施行日は、平成29年4月1日であります。

43ページ上段から44ページをご覧ください。

附則第16条の3は「上場株式等に係る配当所得等に係る町民税の課税の特例」に関する規定で、租税特別措置法に規定する、特定上場株式等の配当等に係る所得について、で

ございますが、第33条第4項に規定する申告書が提出された場合には、町長が課税方式を決定できることを明確化するものでございます。

施行日は、平成29年4月1日であります。

44ページ中段から45ページをご覧ください。

附則第17条の2は「優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例」に関する規定で、課税の特例について、適用期限を3年間延長するものでございます。

施行日は、平成29年4月1日であります。

45ページ下段から46ページをご覧ください。

附則第20条の2は「特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例」に関する規定。

47ページ上段から49ページをご覧ください。

附則第20条の3は「条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例」に関する規定で、いずれも、特例適用配当等に係る所得および、条約適用配当等に係る所得について、提出された町民税の申告書に記載された事項、その他の事情を勘案して、町長が課税方式を決定できることを明確化するものでございます。

施行日は、平成29年4月1日であります。

12ページにお戻りください。

最後に、本改正条例の附則といたしまして、12ページ中段から、第1条として「施行期日」、第2条として「町民税に関する経過措置」、13ページ上段をご覧ください。

第3条として「固定資産税に関する経過措置」。

14ページ上段をご覧ください。

第4条として「軽自動車税に関する経過措置」をそれぞれ定めるものでございます。

14ページ下段から16ページ上段をご覧ください。

第5条は「多度津町税条例等の一部を改正する条例の一部改正」で、平成26年多度津町条例第8号の「多度津町税条例等の一部を改正する条例」の一部を改正するものでございます。

すみません、また50ページから52ページをご覧ください。

附則第5条関係の新旧対照表でございますが、附則第16条の改正に伴う、所要の規定の整備でございます。

施行日は、平成31年10月1日であります。

16ページにお戻りください。

第6条は、平成28年多度津町条例第14号の「多度津町税条例等の一部を改正する条例」の一部を改正するものでございます。

53ページから55ページをご覧ください。

附則第6条関係の新旧対照表でございますが、第1条の2で、附則第16条の2を削る改正を

行い、第2条で、附則第16条の改正に伴う、所要の規定の整備を行うものでございます。

施行日は、公布の日であります。

続きまして、議案第2号、「多度津町都市計画税条例の一部改正」の専決処分の承認について、提案説明をさせていただきます。

今回の改正は、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成29年法律第2号）の改正に伴い、本町の都市計画税条例の所要の改正を行うものでございます。

それでは、参考資料として添付しております新旧対照表を用い、ご説明させていただきます。アンダーラインの箇所が改正部分で、右側の欄が改正前、左側の欄が改正後でございます。

5ページ上段をご覧ください。

附則第3項は「法附則第15条第39項の条例で定める割合」に関する規定、附則第4項は「法附則第15条第44項の条例で定める割合」に関する規定、附則第5項は「法附則第15条第45項の条例で定める割合」に関する規定で、いずれも、地方税法の改正に伴い、新たにわがまち特例の割合を定める規定でございます。

施行日は、附則第3項及び附則第4項が、平成29年4月1日で、附則第5項が、都市緑地法等の一部を改正する法律の施行日であります。

5ページ下段から7ページをご覧ください。

附則第6項から附則第10項までは「宅地等に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の特例」に関する規定で、地方税法附則第25条の改正による、適用条文の項ズレ等条文の整備でございます。

施行日は、平成29年4月1日であります。

7ページ下段から8ページをご覧ください。

附則第11項から附則第13項までは、「農地に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の特例」に関する規定で、地方税法附則第26条の改正による、適用条文の項ズレ等条文の整備でございます。

施行日は、平成29年4月1日であります。

4ページにお戻りください。

本改正条例の附則といたしまして、第1項として、「施行期日」を、第2項及び第3項として、「経過措置」をそれぞれ規定するものでございます。

続きまして、議案第3号、「多度津町国民健康保険税条例の一部改正」の専決処分の承認について、提案説明をさせていただきます。

今回の改正は、地方税法施行令の一部を改正する政令（平成29年政令第118号）の改正に伴い、本町の国民健康保険税条例の所要の改正を行うものでございます。

改正の主な内容は、国民健康保険税の軽減措置について、5割軽減及び2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乗すべき金額を引き上げるもの

でございます。

それでは、参考資料として添付しております新旧対照表を用い、ご説明させていただきます。

アンダーラインの箇所が改正部分で、右側の欄が改正前、左側の欄が改正後でございます。

4ページをご覧ください。

第21条は「国民健康保険税の減額」に関する規定で、第2号にて、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乗すべき金額を、現行の26万5,000円から27万円に、第3号にて、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乗すべき金額を、現行の48万円から49万円に、それぞれ基準額を見直す改正でございます。

3ページにお戻りください。

本改正条例の附則といたしまして、第1項として、この条例は、平成29年4月1日から施行する。

第2項として、改正後の規定は平成29年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成28年度分までの国民健康保険税については、従前の例によると規定するものがございます。

以上、誠に簡単な説明ですが、議案第1号、専決処分の承認について（多度津町税条例の一部改正）、議案第2号、専決処分の承認について（多度津町都市計画税条例の一部改正）、及び、議案第3号、専決処分の承認について（多度津町国民健康保険税条例の一部改正）の説明とさせていただきます。

よろしくご審議頂きますようお願いを申し上げます。

議長（志村 忠昭）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。